

別記様式第1号（第4条、第17条、第18条関係）

（表）

工場・危険物調書						
建築主の氏名				工事種別	新築、増築、改築、 移転、用途変更、その他	
建築場所	北見市				防火地域	防火、準防火、指定なし
用途地域						
工場調書						
	申請部分	申請以外の 部分	合計	作業場の面積		
敷地面積	m ²		m ²	申請部分	申請以外 の部分	合計
建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
業種			原料名	製品名		
申請部分の用途						
作業方法						
危険物	イ 裏面危険物調書による。 ロ なし					
設備 の 概 要	機 械 の 種 類			台 数	出力(k w)	
	新 設					
	小 計					
	既 設					
	小 計					
	合 計					

(裏)

危険物調書									
事業内容					敷地面積	m ²			
建築物の 延べ面積	m ²		貯蔵場の 延べ面積	m ²		処理場の 延べ面積	m ²		
	危険物の種類等				危険物の貯蔵量及び処理量				
	種類	製品 別名	性質	用途	最貯 蔵 大量	係 数	最処 理 大量	係 数	
地 上									
地 下									
危険物の貯蔵・ 処理方法その他 の参考となる事 項									

(注)

- 1 工作物の場合は、「建築主」を「建造主」と、「建築場所」を「築造位置」と、「建築面積」を「築造面積」と読み替えて記入すること。
- 2 「業種」の項には、工場業態が分かるように記入すること。
- 3 「原料名」の項には、工場に搬入する原料の品名を記入すること。
- 4 「作業方法」の項には、原料から製品に至るまでの作業の流れの図解を記入すること（機械の種類、原料名、製品名等を付記すること。）。
- 5 「危険物の種類等」の項には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第116条第1項の表、消防法（昭和23年法律第186号）別表及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に掲げる名称を記入すること。
- 6 「危険物の貯蔵量及び処理量」の「係数」の欄には、準住居地域、商業地域又は準工業地域内に建築又は築造する場合に限り、政令第130条の9第1項の表の用途地域の欄に定める数量を1として、それに対する比を記入すること。
- 7 単位は、メートル法によること。